復 興 整 備 計 画

仙 台 市 宮 城 県

平成24年 7月 9日

#### 1 復興整備計画の区域(計画区域) (法第46条第2項第1号関係)

仙台市の一部(別添の復興整備事業総括図のとおり。)

#### 2 復興整備計画の目標(法第46条第2項第2号関係)

- ①東部地域の再生に向けて、国と連携しながら、海岸堤防や河川堤防の整備(1次防御)、県道塩釜亘理線や市道のかさ上げ(2次防御)など、津波に対する様々な減災対策を講じ、想定される最大クラスの津波に対しても「命を守る」基盤の整備を進める。
- ②今後想定される津波に対し、被災された方々の負担軽減を図りながら、より安全な西側地域への移転や防災性の向上と合わせた現地再建などを促進し、安全な住まいの確保を図る。
- ③農地や関連施設にかかる各種復旧支援により、迅速な営農再開に努める。
- ④東部地域において、農業生産基盤の再生や強化、マーケティングの視点を強化した高付加価値化や食品加工、流通、販売等の異業種間の連携などを促進し、「農と食のフロンティア」としての復興を図る。
- ⑤海岸部の貴重な自然環境・歴史的資源の再生に向け、国との連携により美しい海辺の再生を図る。
- ⑥海岸公園の再整備により、市民の健康づくりや多様な交流を創出するとともに、海岸部における避難道路や避難施設等による安全確保を図る。
- ⑦震災の記録と記憶を後世へ継承するため、記録の集積およびメモリアル施設の整備などを進める。
- ⑧復興特区制度の活用や企業誘致などにより、新産業の創出と集積、雇用の拡大を図る。

#### 3 土地利用方針(法第46条第2項第3号関係)

- (1)復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向
- ・仙台東部道路より東側の地区を中心に、農地の集約・高度利用や法人化などの農業経営の見直し、市場競争力のある作物への転換や6次産業化などを推進する「農と食のフロンティアゾーン」とする。また、かさ上げする県道塩釜亘理線及び市道より東側のエリアについては、農業者の意向に配慮しながら、農業者の生活再建に資する農地利用の多様化を検討する。
- ・蒲生干潟や井土浦,海岸防災林と一体となった海岸公園は、市民が海や自然と再び触れ合うことのできる「海辺の交流再生ゾーン」とし、避難のための丘や 避難路、メモリアル施設などの整備を検討する。
- ・仙台港周辺地区については、被災企業の復旧支援や新たな成長産業の集積を促進する「港地区復興特区ゾーン」とする。
- ・集団移転先は、移転希望者の意向を確認しながら土地区画整理事業地内や市街化調整区域内に用地を確保し、移転後の跡地については、七北田川から北側の地区では、港地区復興特区ゾーンの一部として、新たな成長産業の集積などの土地利用を検討しながら、都市基盤の再整備を行い、七北田川から南側の地区では、農と食のフロンティアゾーンや海辺の交流再生ゾーンの一部として、メモリアル施設や避難の丘の整備など、新たな土地利用を検討しながら、農地とともに一体的に整備・再編を行う。
- (2)土地の用途の概要 (別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照)
- ①県道塩釜亘理線や市道のかさ上げなど、様々な防災施設の整備を行ってもなお津波による浸水が予想される区域(一部、平成23年12月16日に災害危険区域に指定済み)については、その危険度に応じて、防災集団移転促進事業等による移転や、現地での防災性の向上に向けた支援を行う。
- ②津波で被災した農地については、早期の全面的な営農再開に向け、1haを標準とした大区画は場整備(約2,000ha)や農業用施設の復旧・再整備を行う。
- ③国や県等による海岸・河川堤防や防災林の再整備と合わせ、海岸公園については、防災の視点や自然環境に配慮しつつスポーツ施設やレクリエーション施設等を再整備し、復興のシンボルにふさわしい公園として再整備する。また、津波から避難するための丘や建物等の避難施設、避難道路など、集落等の状況を勘案しながら整備する。

- ④田子西地区,荒井東地区,荒井南地区,荒井西地区,荒井駅北地区,荒井公共区画整理地区,仙台背後地地区(住宅地区)の土地区画整理事業地内,及び田子西隣接地区,上岡田地区,南福室地区,七郷地区,六郷地区,石場地区,雑子袋地区の市街化調整区域内に集団移転先の住宅団地を整備する。
- ⑤蒲生北部地区については、新たな成長産業の集積を促進するため、集団移転後の都市基盤整備を行う。

(3)復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図 (別添の復興整備事業総括図のとおり)

## 4 復興整備事業に係る事項(法第46条第2項第4号関係) 事業区分 図面記号 事業に係る事項 (1) 市街地開発事業 (2) 十地改良事業 (3) 復興一体事業 事業名称:仙台市東部地域防災集団移転促進事業(田子西地区) (4)集団移転促進事業 実施主体:仙台市(組合施行の田子西土地区画整理事業地の一部) |実施区域:別添の復興整備事業総括図のとおり A – 1 実施予定期間:平成24年度~平成27年度 集団移転促進事業計画については、平成24年6月15日に国土交通大臣同意 事業名称:仙台市東部地域防災集団移転促進事業(田子西隣接地区) 実施主体:仙台市 実施区域:別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間:平成24年度~平成27年度 A-2 集団移転促進事業計画については、平成24年6月15日に国土交通大臣同意 その他: ①今後、農業振興地域の変更に関する事項を記載予定 ②今後,農用地利用計画の変更に関する事項を記載予定 事業名称:仙台市東部地域防災集団移転促進事業(南福室地区) 実施主体:仙台市 実施区域:別添の復興整備事業総括図のとおり B-1

実施予定期間:平成24年度~平成27年度

今後、農用地利用計画の変更に関する事項を記載予定

集団移転促進事業計画については、平成24年6月15日に国土交通大臣同意

B-2	事業名称:仙台市東部地域防災集団移転促進事業(上岡田地区) 実施主体:仙台市 実施区域:別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間:平成24年度~平成27年度 集団移転促進事業計画については,平成24年6月15日に国土交通大臣同意
С	事業名称:仙台市東部地域防災集団移転促進事業(七郷地区) 実施主体:仙台市 実施区域:別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間:平成24年度~平成27年度 集団移転促進事業計画については,平成24年6月15日に国土交通大臣同意 今後,農用地利用計画の変更に関する事項を記載予定
D	事業名称:仙台市東部地域防災集団移転促進事業(六郷地区) 実施主体:仙台市 実施区域:別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間:平成24年度~平成27年度 集団移転促進事業計画については,平成24年6月15日に国土交通大臣同意 今後,農用地利用計画の変更に関する事項を記載予定
E	事業名称:仙台市東部地域防災集団移転促進事業(石場地区) 実施主体:仙台市 実施区域:別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間:平成24年度~平成27年度 集団移転促進事業計画については,平成24年6月15日に国土交通大臣同意 今後,農用地利用計画の変更に関する事項を記載予定
F-1	事業名称:仙台市東部地域防災集団移転促進事業(荒井公共区画整理地区) 実施主体:仙台市(公共施行の荒井土地区画整理事業地の一部) 実施区域:別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間:平成24年度~平成27年度 集団移転促進事業計画については,平成24年6月15日に国土交通大臣同意
F-2	事業名称:仙台市東部地域防災集団移転促進事業(荒井東地区) 実施主体:仙台市(組合施行の荒井東土地区画整理事業地の一部) 実施区域:別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間:平成24年度~平成27年度 集団移転促進事業計画については,平成24年6月15日に国土交通大臣同意
F-3	事業名称:仙台市東部地域防災集団移転促進事業(荒井南地区) 実施主体:仙台市(組合施行の荒井南土地区画整理事業地の一部) 実施区域:別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間:平成24年度~平成27年度 集団移転促進事業計画については,平成24年6月15日に国土交通大臣同意

	F-4	事業名称:仙台市東部地域防災集団移転促進事業(荒井西地区) 実施主体:仙台市(組合施行の荒井西土地区画整理事業地の一部) 実施区域:別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間:平成24年度~平成27年度 集団移転促進事業計画については,平成24年6月15日に国土交通大臣同意
	F-5	事業名称:仙台市東部地域防災集団移転促進事業(荒井駅北地区) 実施主体:仙台市(組合施行の荒井駅北土地区画整理事業予定地の一部) 実施区域:別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間:平成24年度~平成27年度 集団移転促進事業計画については,平成24年6月15日に国土交通大臣同意
	G	事業名称:仙台市東部地域防災集団移転促進事業(仙台港背後地地区) 実施主体:仙台市(公共施行の荒井西土地区画整理事業地の一部) 実施区域:別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間:平成24年度~平成27年度 集団移転促進事業計画については,平成24年6月15日に国土交通大臣同意
	Н	事業名称:仙台市東部地域防災集団移転促進事業(雑子袋地区) 実施主体:仙台市 実施区域:別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間:平成24年度~平成27年度 集団移転促進事業計画については,平成24年6月15日に国土交通大臣同意
(5)住宅地区改良事業		
(6)都市施設の整備に関する事業		
(7)津波防護施設の整備に関する事業		
(8)漁港漁場整備事業		
(9) 保安施設事業		
(10)液状化対策事業		
(11)造成宅地滑動崩落対策事業		
(12)地籍調査事業		
(13)その他施設の整備に関する事業		
   5 復興整備計画の期間(法第46条第	2項第5号	

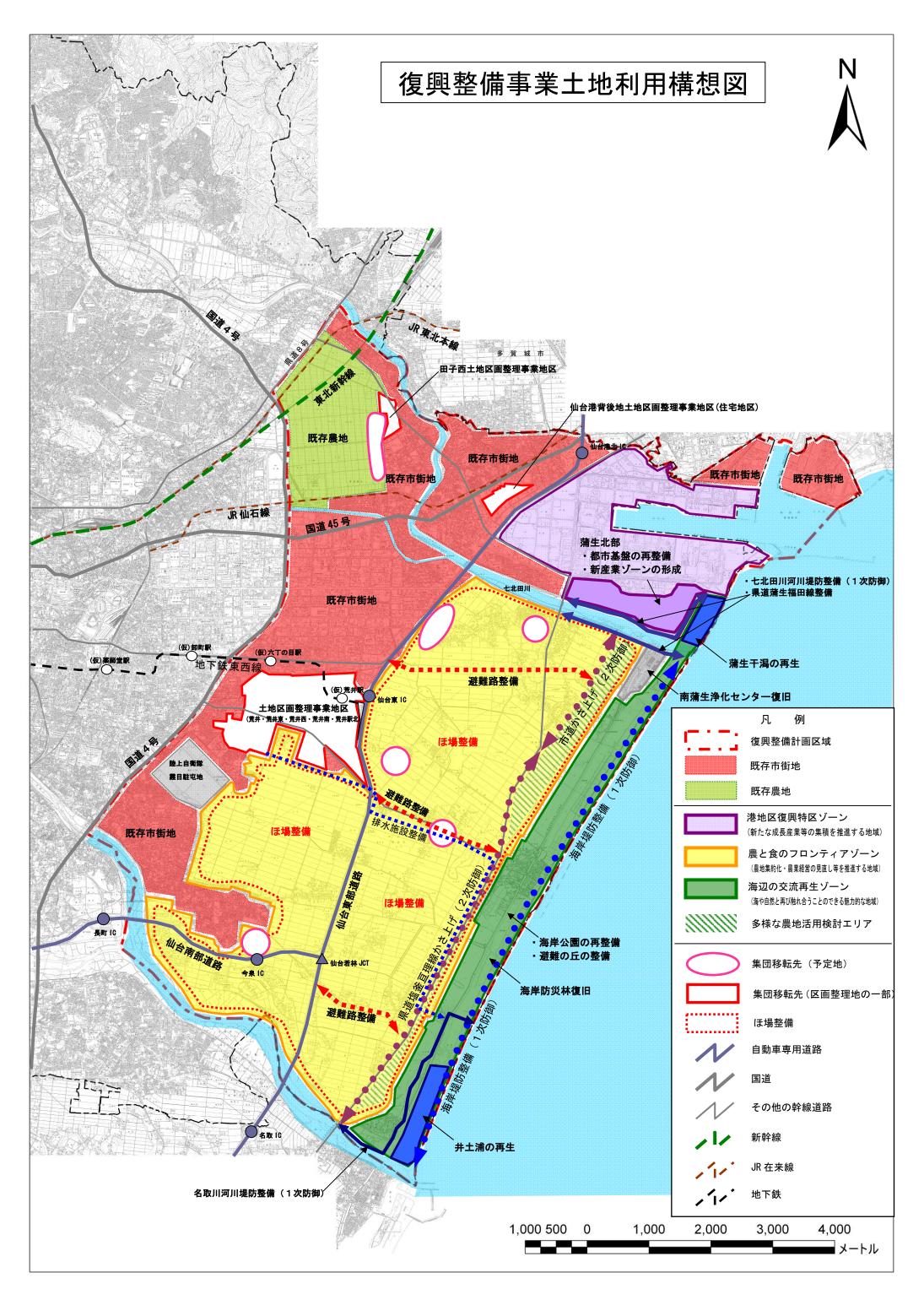
## 平成24年度から平成27年度まで

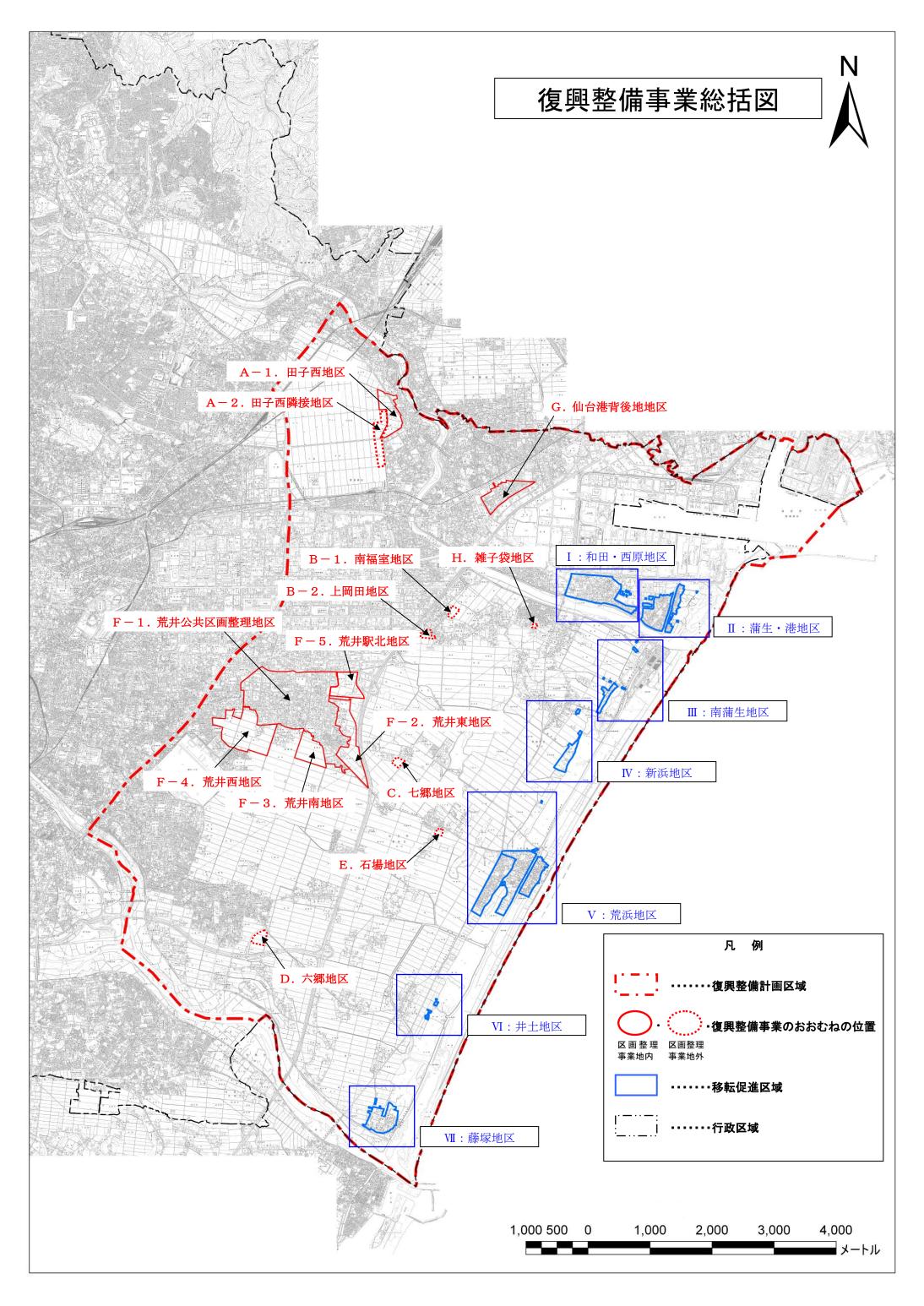
6 <i>その</i>	の他復興整備事業の実施に関し	.必要な事項	(法第46条第2項第6号関係)					
4-1	土地利用基本計画の変更等に	:係る事項(	法第48条第1項関係)					
整理番号	事 業 区 分	図面記号	変更等する土地利用基本計画等	変更等	変更等す 面積	(ha)	備	考
		111 万		02 01	拡大	縮小		
1								
-								
2								
					<b></b>			
3								

- (注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。
  - 2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。
  - 3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。
  - 4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。
  - 5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

4-@	一② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項(法第49条及び第50条関係)													
整理番号	事業区分	図面記号	農地法 (大臣許可)		都市計画法	;	農地法 (知事許可)	農振法	森林	森林法		漁港漁場 整備法	港湾法	
街 勺		记夕	第4条第1項 ・第5条第1 項の農地転用 許可	1項・第	第43条第 1項の建 築許可	第59条第 1項4項都事で計画部で 計画部で の認可等	第4条第1項 ・第5条第1項 の農地転用許 可	第15条の 2の開発 許可	第10条の 2第1項 の開発許 可	第34条第 1項・第 2項の許 可	第20条第 3項の許 可・第33 条第1項 の届出	法第39条 第1項の 許可	第37条第 1項の許 可等	
1	集団移転促進 事業	A-2	0											
2	集団移転促進 事業	B-1	0											
3	集団移転促進 事業	B-2	0											
4	集団移転促進 事業	С	0											
5	集団移転促進 事業	D	0											
6	集団移転促進 事業	Е	0											

- (注) 1 本様式は、法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。
  - 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。
  - 3 「農地法(大臣許可)」は、上段には法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第50条第1項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をする。この際、農林水産大臣が定める書類(様式第9)を当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、農林水産大臣に提出する。





# 様式第8 法第49条第1項及び第4項第4号・第5号関係(農地転用の許可・農用地区域内の開発行為の許可)

## 1 復興整備計画の区域における被災関連市町村の農業の健全な発展を図るための施策の推進に 関する基本的な事項

## ① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針

津波により甚大な被害を受けた東部の農業地域を単に震災前の状況に復旧させるのではなく,収益性が高く,農業者の方々が将来に夢を持つことができ,多様な担い手が集まる農業を実現しつつ,安全安心な「新しい食」のあり方を提案していく「農と食のフロンティア」として復興していく。

#### ○被災農地の復旧

津波被害を受けた農地については,用排水路や排水機場の復旧,農地の除塩対策を進め,平成 26 年度 に全域での作付け実施を実現する。

○ほ場整備事業の実施

直轄災害復旧関連区画整理事業による大区画ほ場整備を実施し、農地の利用集積の推進と合わせ、市場競争力のある農業を実現する。

○6 次産業化の促進

高付加価値な農産物の生産に加え,農業者自身による食品加工,流通,販売への参入を支援するなど, 農業の高付加価値化や高度化を促進する。

#### ② 農業関係施策の推進に関する方針 (農業生産基盤整備等の実施予定等)

#### ○災害復旧事業

津波被災エリア約 1,800ha において,直轄災害復旧事業による,除塩事業,農地復旧・施設復旧事業を 実施し,平成 25 年度の完了を目指す。

○ほ場整備事業

津波被災エリアに、一体として整備すべき農地を加えた約2,000haにおいて、直轄災害復旧関連区画整理事業による大区画ほ場整備を実施し、平成28年度の完成を目指す。

○農業者支援施策

大規模土地利用型農業や土地集約型農業等,多様な担い手の育成と多様な農産物の生産体制の構築を支援する。また、需要に合致した生産設備や農業生産技術の調達と更新を支援し、生産基盤の強化に取り組む。具体的には、「被災地域農業復興総合支援事業」により、トラクターやコンバイン等の大型農業機械や育苗施設等の施設について、市が集落営農組織等への貸し付けを行う。また、生産設備に対する支援等、市独自の復旧復興事業を実施する。加えて、「経営再開マスタープラン」の作成により、農地の集積を推進し、マスタープランに位置づけられた農業者を支援することで、農業の復興とその発展を図る。

○「農と食のフロンティア推進特区」の指定

東部地域を、農業が成長力のある産業に生まれ変わる拠点と位置づけ、農業の担い手が将来に夢を持って安全・安心な「新しい食」のあり方を提案していく「農と食のフロンティア」を構築する。その中でマーケティングの視点の強化と合わせて農業者自身による食品加工・流通・販売への参入を支援するなどにより、6次産業化による農業の高付加価値化や高度化を促進する。

- (注)(1) 「① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針」は、農業の復興と生産性の高い営農を実現するため、どのような地域農業を目指していくのか等の基本的な方針を明確に記載する。
  - (2) 「② 農業関係施策の推進に関する方針」は、復興整備計画の区域全体の農業生産基盤整備等の施策の実施方針を記載する。

## 2 1の施策を推進するために必要な農地の確保及びその利用に関する基本的な事項

- ① 農地の確保の方針(農地制度・農業振興地域制度の適正な運用及び諸施策を通じた農地の確保の方針)
  - ○津波被災地域において国及び宮城県が進めるほ場の大規模化に向けた農地や農業用施設再整備について、連携を図りながら推進する。
  - ○震災により被害を受けた生産施設の復旧や設備の導入に対する助成,災害融資への利子補給,農地の利用集積に向けた支援などを行う。
  - 〇農林漁業者と商工業者の有機的な連携や、それぞれの持つ資源や技術、ネットワーク等の有効活用による高付加価値商品・サービスの開発を支援することにより、事業の多角的・継続的展開を推進し、 農業を軸とした地域産業の振興を図る。
  - ○東部地域において、農業の6次産業化や市場競争力のある作物への転換を図るなど、収益性の高い農業経営を実現し、「農と食のフロンティア」として農業の復興を進める。

#### ② 農地の利用の方針(住宅地等の移転跡地の農業利用を含む)

- ○計画区域内の津波被害を受けた農地1,800haは、農地として復旧・復興することを基本とする。
- ○被災住宅地等の集団移転先は、都市計画上の土地利用計画との整合を図り、農業振興地域の縁辺部又は既存集落の周辺部等に配置し、ほ場整備等による営農の効率化や土地利用の整序化などを最大限に推進する。
- ○七北田川から南側の移転後の跡地については、農と食のフロンティアゾーンや海辺の交流再生ゾーンの一部として、新たな土地利用を検討しながら、農地とともに一体的に整備・再編を行う。

#### ③ 復興整備事業ごとの農地等との調整状況

別紙様式のとおり

- (注)(1) 1の②の施策を推進するために必要な「農地の確保の方針」は、市町村全体における農業の健全な 発展に向けた農地の確保の取り組みについて記載する。
  - (2) 「農地の利用の方針」は、農業・農村の復興マスタープラン及び復興関連施策の事業計画・工程表等を踏まえ、被災農地の復旧・復興による農地の利用の方針及び住宅地等の移転跡地の農業利用の方針等について記載する。
- 3 当該土地利用方針に係る被災関連都道県の知事の意見(法第49条第2項の規定による協議 会が組織されていない場合等(共同作成を除く。))

該当なし

#### 別紙様式(復興整備事業ごとの農地等との調整状況)

#### 1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

(別紙様式1)

図面記号	地区名	復興整備 事業の種類	土地の主な用途の種類	面積	うち 農地 面積	うち 農振地 域面積	うち 農用地 区域面積	事 業主 体	施行定度	予定人口 (世帯数) の規模等	土地利用 区 分	移転元との関連
A-2	田子西隣接 地区	集団移転促 進事業	住宅地	11. 1ha	11. 1ha	11.1ha	11. 1ha	仙台市	H24~H27	664人 (240戸)	市街化調 整区域	○移転元 I ~VII(約153.4ha) 市街化調整区域,市街化区域 ○移転促進区域内の住民数等
B-1	南福室地区	集団移転促 進事業	住宅地	2. 0ha	2. 0ha	2. 0ha	2. 0ha	仙台市	H24~H27	113人 (41戸)	市街化調 整区域	:4,719人(1,706戸) ○移転予定者の内訳
B-2	上岡田地区	集団移転促 進事業	住宅地	2. 1ha	2. 1ha	2. 1ha	-	仙台市	H24~H27	119人 (43戸)	市街化調 整区域	・防集事業での移転予定者数 (1)農地への移転予定者数 : 1,222人(442戸)
С	七郷地区	集団移転促 進事業	住宅地	1. 9ha	1. 9ha	1. 9ha	1. 9ha	仙台市	H24~H27	86人 (31戸)	市街化調 整区域	(2)農地以外への移転予定者 数 : 2,255人(815戸) ・単独での移転予定者数
D	六郷地区	集団移転促 進事業	住宅地	4. 7ha	4. 7ha	4. 7ha	4. 7ha	仙台市	H24~H27	196人 (71戸)	市街化調 整区域	: 1,242人(449戸) ○移転跡地は,農と食のフロン
Е	石場地区	集団移転促 進事業	住宅地	1. 2ha	1. 2ha	1. 2ha	1. 2ha	仙台市	H24~H27	44人 (16戸)	市街化調 整区域	ティアゾーンや海辺の交流 再生ゾーンの一部として,新 たな土地利用を検討
計				23. 0ha	23. 0ha	23. 0ha	20. 9ha			1,222人 (442戸)		

留意事項:本様式は、農林水産大臣又は被災関連都道県知事の同意を得る際に復興整備事業ごとの農地等との調整様式として用いること。

なお、農林水産大臣又は復興関連都道県知事は、本様式を同意の際に添付すること。同意できない地区がある場合は、当該地区欄に取消線を記載し、理由を付して被災関連市町村等に示すこと。

- (注) (1) 本様式については、復興整備計画及び土地利用方針に記載されているものの内、農地転用又は農用地区域内の開発行為を伴うすべての復興整備事業について 記載する。
  - (2) 「復興整備事業の種類」は、法律第46条第2項第4号に規定する市街地開発事業、土地改良事業(非農用地区域を創設する場合)、復興一体事業、集団移転促進事業等の事業名を記載する。
  - (3) 「予定人口(世帯数)の規模等」は、「土地の主な用途の種類」が住宅地の場合に記載する。なお、予定人口(世帯数)は、「移転元」の移転人口(世帯数)と最大でも同程度となるよう調整することに留意すること。
  - (4) 「土地利用区分」は、都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別を記載する。

(5)「移転元との関連」には、土地利用方針の復興整備事業総括図中の移転元の図面番号(I、II、…)、面積、土地利用区分(都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、都市計画区域外の別)、移転人口(世帯数)及び移転跡地の利用計画等を記載する。

#### 2 調整措置概要

<u>地区名: A-2 田子西隣接 地区</u> (別紙様式2)

#### ① 農業関係施策との調整状況

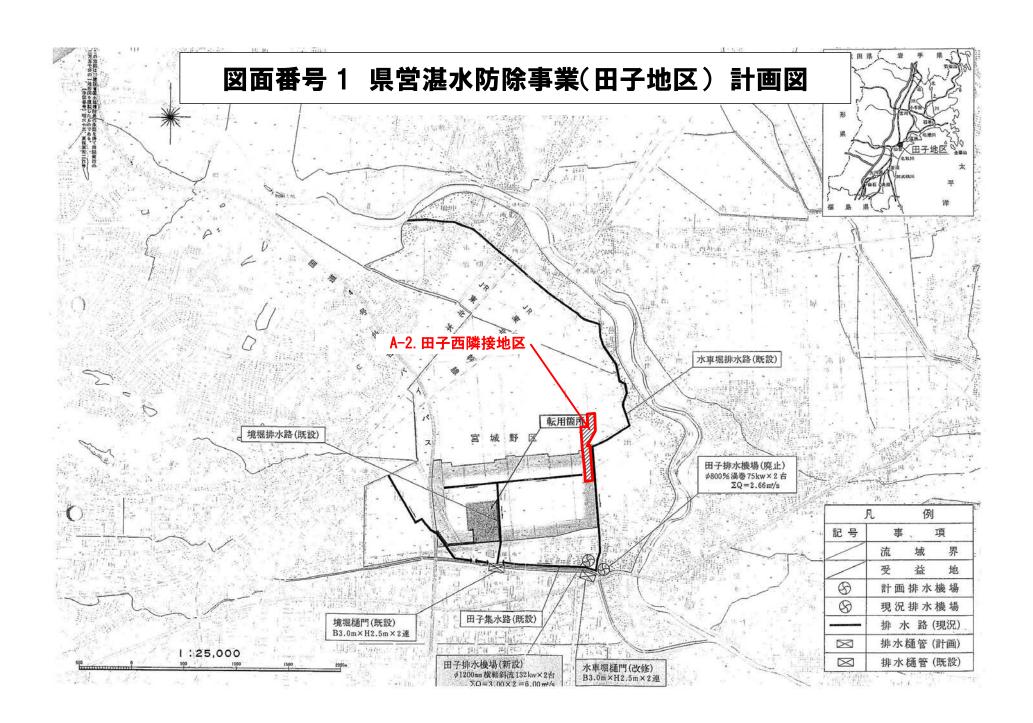
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行年度	復興整備事業 に含まれる受 受益面積・ 施設等		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
1	県営湛水 防除事業	田子地区	宮城県	122. 4ha	S63∼ H4		完了	補助	移転対象者の意思を可能な限り尊重するとともに,移転元との位置関係を考慮し、当該移転先地を選定した。 当該地区を事業区域受益地から除外することについては、岩切土地改良区と覚書を今後締結し、必要となる協議事項について双方協力して解決する方向で調整済み。 地権者には5月31日に説明会を開催し、当該事業の実施について協力を依頼している。
2	団体営か んがい排 水事業	薄ケ沢地区	仙台市	<b>469.</b> 0ha	\$49~ \$58	11. 1ha	完了	補助	移転対象者の意思を可能な限り尊重するとともに,移転元との位置関係を考慮し、当該移転先地を選定した。 当該地区を事業区域受益地から除外することについては、岩切土地改良区と覚書を今後締結し、必要となる協議事項について双方協力して解決する方向で調整済み。地権者には5月31日に説明会を開催し、当該事業の実施について協力を依頼している。

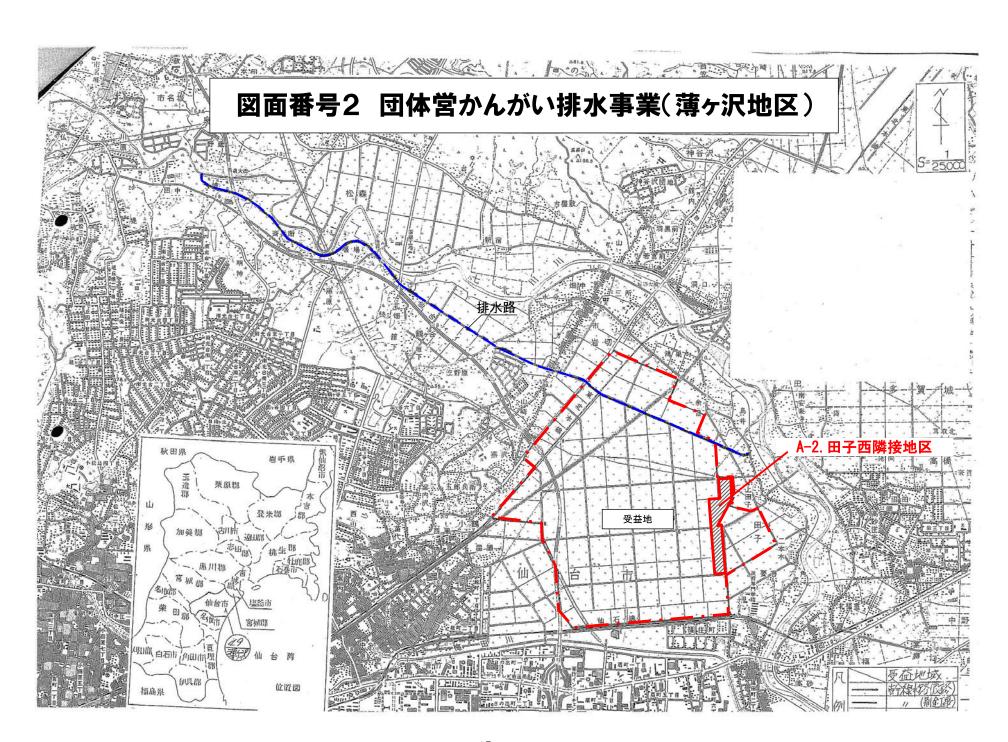
## ② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

現存する農業用排水路等の廃止や付け替え等については、実施設計時に仙台市岩切土地改良区と協議を行い、営農に支障が無いように対策を講ずる。

## ③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等(再ゾーニング)の実施予定

市街化区域編入の実施予定等については,今後検討する。





<u>地区名</u>: B-1 **南福室 地区** (別紙様式 2)

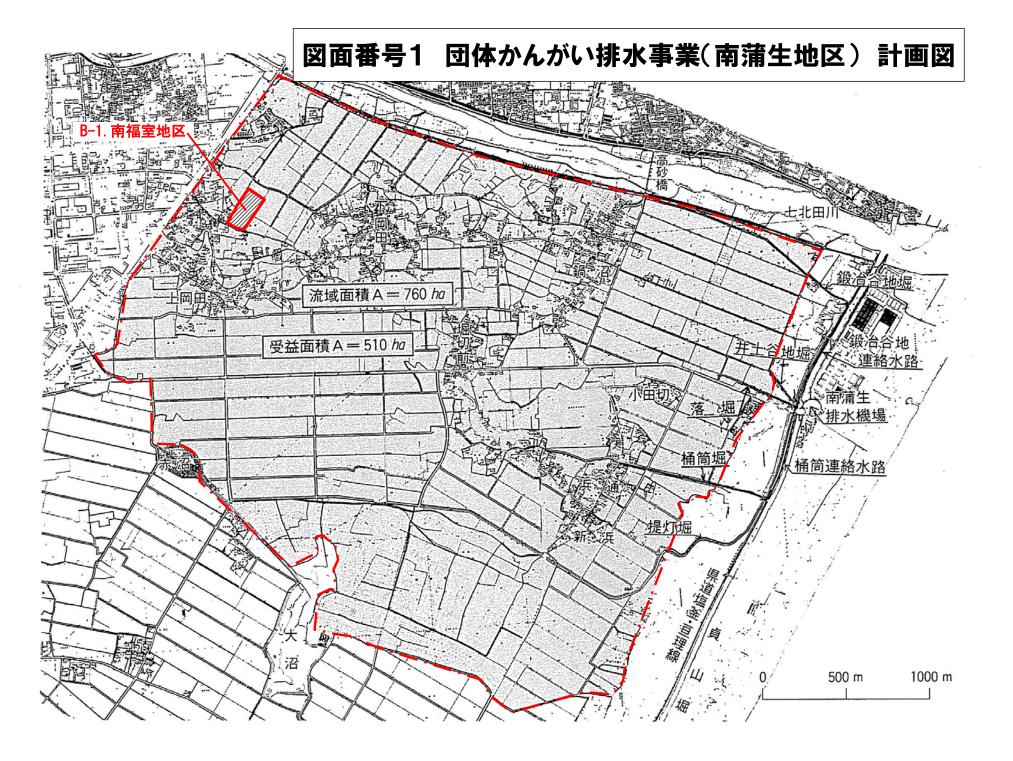
#### ① 農業関係施策との調整状況

農業関係施策	関係施策	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行	復興整備事業 に含まれる受		施策の	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に
図面番号	事業名	<b>学</b> 未地匹石	尹未工件	又無四領守	年度	受益面積・ 施設等	施行状況	種別	含める必要性及び調整措置状況
1	団体営か んがい排 水事業	南蒲生地区	仙台市	510ha	S51~ S61	2. 0ha	完了	補助	移転対象者の意思を可能な限り尊重するとともに,移転元との位置関係を考慮し,当該移転先地を選定した。 当該地区を事業区域受益地から除外することについては,仙台東土地改良区と覚書を今後締結し,必要となる協議事項について双方協力して解決する方向で調整済み。
2	直轄特定 災害復旧 事業	仙台東地区	围	1,982ha	H23∼	2. 0ha	事業中	直轄	移転対象者の意思を可能な限り尊重するとともに,移転元との位置関係を考慮し,当該移転先地を選定した。 当該事業と復興整備事業の調整については,仙台東地区ほ場整備事業推進協議会と連携し,営農への影響の無いよう計画する方向で調整済み。

## ② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

現存する農業用排水路等の廃止や付け替え等については、実施設計時に仙台東土地改良区と協議を行い、営農に支障が無いように対策を講ずる。

## ③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等(再ゾーニング)の実施予定



- 1<u>8</u>

<u>地区名: B-2 上岡田 地区</u> (別紙様式2)

## ① 農業関係施策との調整状況

農業関係施策	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行年度	復興整備事業 に含まれる受 受益面積・	を益地・施設	施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
図面番号					,	施設等	施行状況		
1	県営圃場 整備事業	七郷第三地区	宮城県	374ha	S55∼ H3	2.1ha 用水路420m 排水路455m	完了	補助	移転対象者の意思を可能な限り尊重するとともに,移転元との位置関係を考慮し、当該移転先地を選定した。 当該地区を事業区域受益地から除外することについては、仙台東土地改良区と覚書を今後締結し、必要となる協議事項について双方協力して解決する方向で調整済み。 地権者には6月1日に説明会を開催し、当該事業の実施について協力を依頼している。
2	団体営か んがい排 水事業	南蒲生地区	仙台市	510ha	S51~ S61	2. 1ha	完了	補助	移転対象者の意思を可能な限り尊重するとともに,移転元との位置関係を考慮し、当該移転先地を選定した。 仙台東土地改良区と覚書を今後締結し、必要となる協議事項について双方協力して解決する方向で調整済み。 地権者には6月1日に説明会を開催し、当該事業の実施について協力を依頼している。

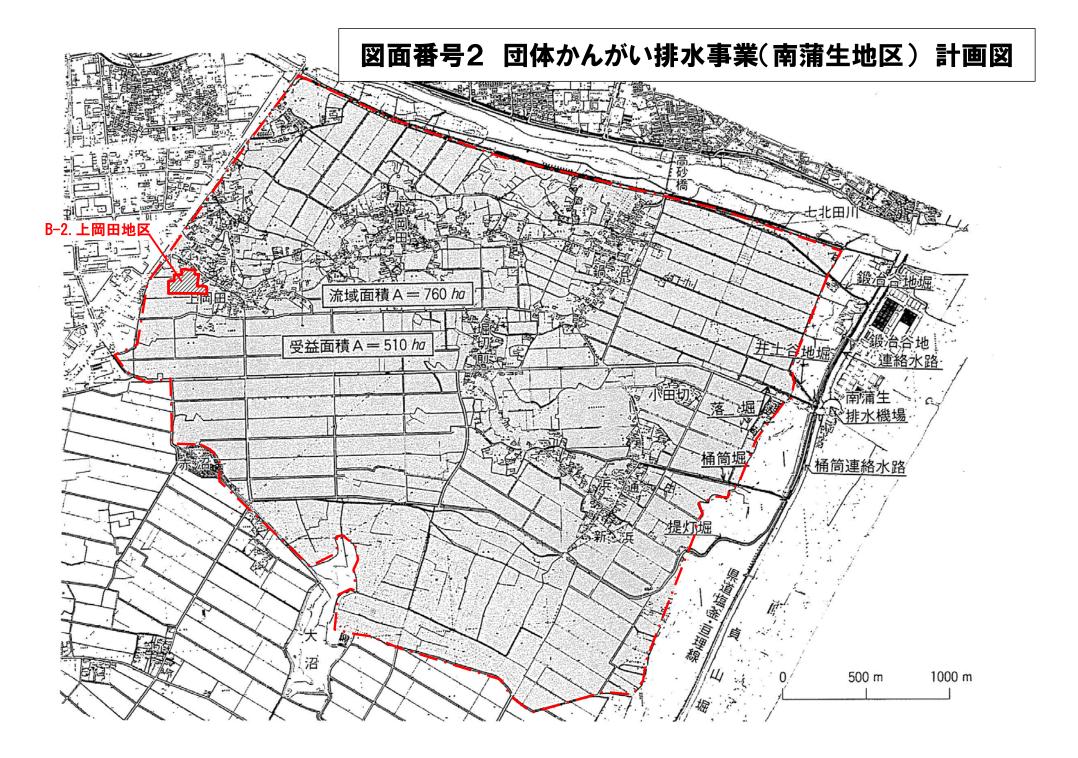
## ② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

現存する農業用排水路等の廃止や付け替え等については、実施設計時に仙台東土地改良区と協議を行い、営農に支障が無いように対策を講ずる。

## ③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等(再ゾーニング)の実施予定

無し





地区名: C 七郷 地区 (別紙様式2)

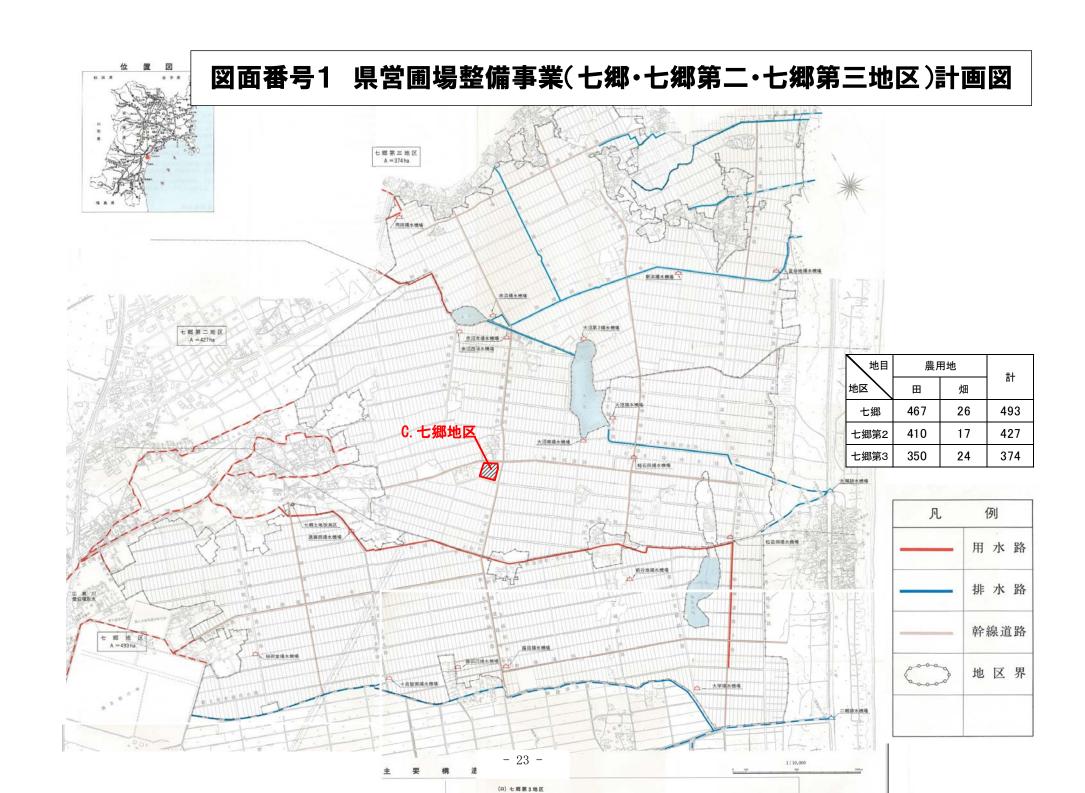
#### ① 農業関係施策との調整状況

農業関係施策	関係施策	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行	復興整備事業 に含まれる受		施策の	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に
図面番号	事業名	· 并未地区省	<b>尹</b> 术工件	文皿面價寸	年度	受益面積・ 施設等	施行状況	種別	含める必要性及び調整措置状況
1	県営圃場 整備事業	七郷第二地区	宮城県	427. 0ha	\$48~ \$60	1.9ha 用水路280m 排水路140m	完了	補助	移転対象者の意思を可能な限り尊重するとともに、移転元との位置関係を考慮し、当該移転先地を選定した。 当該地区を事業区域受益地から除外することについては、仙台東土地改良区と覚書を今後締結し、必要となる協議事項について双方協力して解決する方向で調整済み。
2	直轄特定 災害復旧 事業	仙台東地区	玉	1,982ha	H23∼	1. 9ha	事業中	直轄	移転対象者の意思を可能な限り尊重するとともに,移転元との位置関係を考慮し,当該移転先地を選定した。 当該事業と復興整備事業の調整については,仙台東地区ほ場整備事業推進協議会と連携し,営農への影響の無いよう計画する方向で調整済み。

## ② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

現存する農業用排水路等の廃止や付け替え等については、実施設計時に仙台東土地改良区と協議を行い、営農に支障が無いように対策を講ずる。

## ③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等(再ゾーニング)の実施予定



24

<u>地区名: D 六郷 地区</u> (別紙様式2)

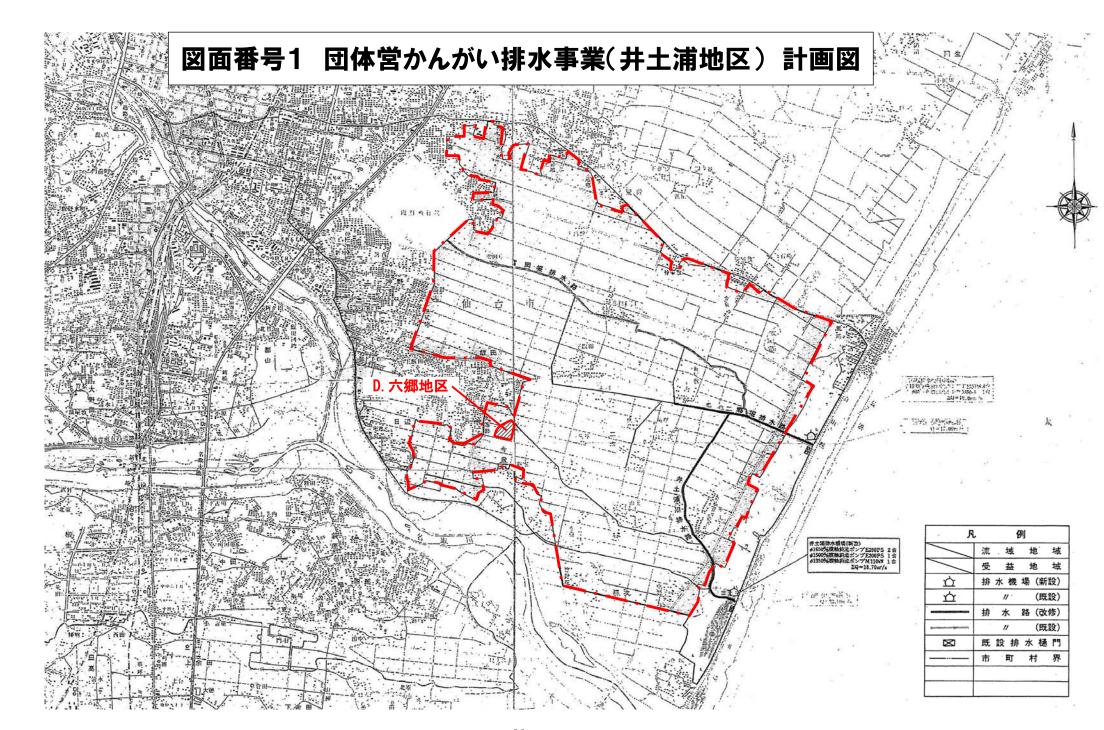
#### ① 農業関係施策との調整状況

農業	関係施策	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行	復興整備事業 に含まれる受		施策の	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に
図面番号	里 光 //	<b>学</b> 未地区名	<b>尹</b> 术工件	文皿面領守	年度	受益面積・ 施設等	施行状況	種別	含める必要性及び調整措置状況
1	県営かん がい排水 事業	井土浦地区	宮城県	873ha	S61∼ H10	4. 7ha	完了	補助	移転対象者の意思を可能な限り尊重するとともに,移転元との位置関係を考慮し、当該移転先地を選定した。 当該地区を事業区域受益地から除外することについては、仙台東土地改良区と覚書を今後締結し、必要となる協議事項について双方協力して解決する方向で調整済み。
2	直轄特定 災害復旧 事業	仙台東地区	围	1, 982ha	H23∼	4. 7ha	事業中	直轄	移転対象者の意思を可能な限り尊重するとともに,移転元との位置関係を考慮し,当該移転先地を選定した。 当該事業と復興整備事業の調整については,仙台東地区ほ場整備事業推進協議会と連携し,営農への影響の無いよう計画する方向で調整済み。

## ② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

現存する農業用排水路等の廃止や付け替え等については、実施設計時に仙台東土地改良区と協議を行い、営農に支障が無いように対策を講ずる。

## ③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等(再ゾーニング)の実施予定



27

地区名: E 石場 地区 (別紙様式2)

#### ① 農業関係施策との調整状況

			ı		ı	/ ( rtm +/- /44 )!!	U./I.	ı	
農業	99 17 14 hr				16.7-	復興整備事業		1144	
関係施策	関係施策	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行	に含まれる受	を盆地・施設	施策の	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に
図面番号	事業名	7//000-1	7/1	<b>人皿四</b> 族 (1	年度	受益面積・	施行状況	種別	含める必要性及び調整措置状況
— ш ш у						施設等	3E11-000		
									移転対象者の意思を可能な限り尊重するとともに,移転
	県営圃場				S46∼	1. 2ha			元との位置関係を考慮し、当該移転先地を選定した。
1	整備事業	七郷地区	宮城県	493ha	S58	用水路280m	完了	補助	当該地区を事業区域受益地から除外することについて
	室 佣 尹 未				390	排水路150m			は、仙台東土地改良区と覚書を今後締結し、必要となる
									協議事項について双方協力して解決する方向で調整済み。
									移転対象者の意思を可能な限り尊重するとともに,移転
	団体営か				S41~				元との位置関係を考慮し、当該移転先地を選定した。
2	んがい排	二郷掘地区	仙台市	562ha	S48	1. 2ha	完了	補助	当該地区を事業区域受益地から除外することについて
	水事業				340				は、仙台東土地改良区と覚書を今後締結し、必要となる
									協議事項について双方協力して解決する方向で調整済み。
									移転対象者の意思を可能な限り尊重するとともに,移転
	直轄特定								元との位置関係を考慮し、当該移転先地を選定した。
3	災害復旧	仙台東地区	国	1, 982ha	H23∼	1. 2ha	事業中	直轄	当該事業と復興整備事業の調整については、仙台東地
	事業								区ほ場整備事業推進協議会と連携し,営農への影響の無
									いよう計画する方向で調整済み。

#### ② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

現存する農業用排水路等の廃止や付け替え等については、実施設計時に仙台東土地改良区と協議を行い、営農に支障が無いように対策を講ずる。

#### ③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等(再ゾーニング)の実施予定

- (注)(1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了(昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了)したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、 復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
  - (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
  - (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
  - (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と 調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」(平成14年農村振興局長通知)の第3章の第2を準用し、その調整措置状 況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
  - (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
  - (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等(再ゾーニング)の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

